

平成27年1月9日
バンコク産業情報センター
中野秀紀

一般調査報告書

タイの新投資奨励政策について

このたび、タイへ進出する日系企業の多くが活用するBOI（タイ投資委員会）の新投資奨励政策（いわゆる投資恩典制度）が2015年1月から新しくなりました。

この新制度は、2015年から2021年までの7年間の間、適用されることになっています。同国の国家開発計画が2021年までとなっており、この時限に合わせたものとなっています。

2014年の12月22日のBOIとジェトロの共同説明会の内容を踏まえて、この新投資奨励政策の概要を解説します。

一方、すでに2014年までにBOIの奨励を受けているプロジェクトについては、これまでどおり旧来の制度を引き継ぎ、認定内容に影響はありません。

BOIの発表資料によれば、今回の新投資奨励政策は、以下の6つの目的・効果を目指したものです。

○新投資奨励政策の6つの目的

- 1 国の競争力を向上させるために投資を奨励する。
- 2 バランスの取れた持続的成長のため、省エネルギー又は代替エネルギーを使用する環境にやさしい事業を奨励する。
- 3 サプライチェーンを強化するために、各地域の可能性に一致する投資クラスターの創出を奨励する。
- 4 地域内の安定に繋がる地方経済を強化するため、南部国境県での投資を奨励する。
- 5 近隣諸国との経済連携、およびアセアン経済共同体(AEC)への準備のため、特別経済開発区、特に工業団地内外の国境地域での投資を奨励する。
- 6 タイ企業の競争力を高めるため、タイからの対外投資を奨励する。

ちなみに、AECについては、2015年末に発足が予定されています。域内の関税、非関税障壁の撤廃、高度人材の移動の自由などがその柱となっていますが、すでに関税も後発アセアン(CLMV)を除き2010年に全品目で域内関税0%となっています。さらには自動車産業を中心として生産の分散化が進んでいる現在、この発足を機にして、ドラスティックな域内の立地変化は生まれないとの有識者の見方が有力です。

また、投資奨励政策は、旧来から会社単位ではなくプロジェクト単位で認可されるものですが、以下の業種が新投資奨励政策では特別重要で国益をもたらす業種とされており、上限なし(投資金額(土地代と運転資金を除く)を超えることが可能)で法人所

得税を免除するとされています。

これらの業種は、同国が技術革新等でさらなる発展を目指すために、先導的な分野がセレクトされています。

○特別重要で国益をもたらす「業種」(最も恩典が厚いA 1 グループ(後述)の業種)

- 業種 1.3 商用材木の植林事業 (ユーカリを除く)
- 業種 3.9 創造的製品デザインと開発センター事業
- 業種 4.11 .1 エンジン、飛行機部品、プロペラ、電子部品等
航空機の機体、機体部品、基幹部品の製造事業
- 業種 5.6 電子設計事業
- 業種 5.7 ソフトウェア事業
- 業種 7.1 .1.1 ゴミ或いはゴミからの燃料 (Refuse Derived Fuel)による電力
又は電力及びスチームの製造事業
- 業種 7.8 エネルギーサービス事業 (Energy Service Company: ESCO)
- 業種 7.9 .2 技術工業団地又は工業地区事業
- 業種 7.10 クラウドサービス業
- 業種 7.11 研究開発事業
- 業種 7.12 バイオテクノロジー事業 (Biotechnology)
- 業種 7.13 エンジニアリングデザインサービス事業
- 業種 7.14 科学研究所事業
- 業種 7.15 Calibration サービス事業
- 業種 7.19 職業訓練学校事業

とりわけ、「業種 4.11 .1 エンジン、飛行機部品、プロペラ、電子部品等
航空機の機体、機体部品、基幹部品の製造事業」については、医療機器分野と並んで
タイ工業省が愛知県産業に期待する分野としています。

タイ企業の中には、技術ポテンシャルの高い愛知県企業がタイにおいて航空機部品の製造を行うならば、必要な認証取得をサポートするなど積極的なコラボレーションを求めている企業もあります。

一方、ジェトロの調査によりますと、別添の業種が新制度から恩典を得られない業種とされており、この点は注意が必要です。

詳しくは、投資委員会布告 第 2/2557 号「件名 投資奨励の方針及び基準」* 1 をご覧いただき、申請予定のプロジェクトが対象であるかの確認が必要です。

また対象業種であるか判断に迷った場合には、自己判断せずにBOI又は、愛知県バンコク産業情報センターへお問い合わせください。

*投資委員会布告 第 2/2557 号「件名 投資奨励の方針及び基準」URL

http://www.boi.go.th/upload/content/New%20Policy%20Announcement%20%20%28Jap%29%20ver1%203_50943.pdf

*随時、和訳が修正されるなど、アップデートされています。

新しい投資奨励制度では、恩典対象となる業種がA1、A2、A3、A4、B1、B2の6つにカテゴリー分けがされており、この順にA1が最も高い恩典を得られる制度となっています。

	法人税免税期間	その他の恩典	メリットベース恩典
A1	8年（上限なし）	機械の輸入税の免税	さらに最長5年間の法人税半減
A2	8年（上限あり）	輸出用製品に使用される輸入原材料の輸入税の免除	
A3	5年（上限あり）	土地所有可	さらに最長3年間の法人税免税
A4	3年（上限あり）	VISA やワークパーミットについての優遇	
B1	なし	輸出用製品に使用される輸入原材料の輸入税の免除	一部事業が恩典を申請可能
B2		土地所有可 VISA やワークパーミットについての優遇	

（出所）タイ国投資委員会（BOI）

メリットとは、タイの産業発展に貢献する投資を奨励するため、メリット（貢献）による追加恩典のことです。

- 1：産業競争力向上への貢献⇒研究開発、技術、ローカルサプライヤーの育成など
- 2：地方への分散投資への貢献⇒所得が低い20県への立地
- 3：特定地区開発への貢献⇒奨励された工業団地、開発区への立地

上記1：の具体例としては、以下の（1）から（6）の活動のために要した費用または投資額が最初の3年間の収入（売上）に対する比率または金額により法人税免除期間を追加するというものです。

- (1) 社内研究開発（タイ国内の研究アウトソースまたは海外にある機関との共同研究開発）
- (2) BOI が同意した技術・人材開発基金や教育・研究開発機関、科学技術分野の政府機関への寄付
- (3) タイで開発された技術の知的財産権の購入費用やライセンス料
- (4) 高度技術トレーニング
- (5) ローカルサプライヤー（タイ資本51%以上）の高度技術トレーニングおよび技術援助
- (6) 製品およびパッケージデザイン（アウトソースも可）

メリットベース恩典の付与条件

最初の3年間の奨励事業の売上に対する上記（1）～（6）への投資・費用の割合または金額	法人税免税追加年数
--	-----------

1%または2億パーツの小さい方	1年
2%または4億パーツの小さい方	2年
3%または6億パーツの小さい方	3年

※ただし、(1)にかかった投資または費用の2倍、(2)～(6)の1倍を追加免税額の上限とする。(出所)タイ国投資委員会(BOI)

また、12月22日の説明会では、BOIの奨励を新政策で受け、中古機械を当該プロジェクトで活用した場合の質問が会場からありました。以下を参考としてください。
○海外からの中古機械の使用許可(新) *以前より厳しくなっています。

	プロジェクトでの使用	法人税免税上限となる投資金額への算入	輸入関税免除
製造年度から輸入年度まで5年以下の機械	可能	可能	<u>不可</u>
5年超、10年以下のプレス機械	可能	可能	<u>不可</u>
海運輸送、航空輸送、金型 *委員会が妥当とする場合のみ	可能	可能	可能

(出所)タイ国投資委員会(BOI)

その他、詳細につきましては、以下をご覧ください。

随時アップデートされていますのでHP等で最新情報に御留意ください。

○投資委員会布告 第2/2557号「件名 投資奨励の方針及び基準」

[http://www.boi.go.th/upload/content/New%20Policy%20\(Japanese\)%20ver1.3_74912.pdf](http://www.boi.go.th/upload/content/New%20Policy%20(Japanese)%20ver1.3_74912.pdf)

○新投資奨励政策(2015-2021) 2014年12月22日のBOI説明会資料です。

http://www.boi.go.th/upload/content/New%20Policy%20Japanese%20ver1.2_51410.pdf

本資料は、参考資料として情報提供を目的に作成したものです。

バンコク産業情報センターは資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。

本情報の採否は読者の判断で行ってください。

また、万一不利益を被る事態が生じても当センター及び愛知県等は責任を負うことができませんのでご了承ください。

(1) 1 類：農業および農産品からの製造業

- 1.2 水耕 (Hydroponics) 栽培
- 1.3 「植林」のうちユーカリ
- 1.6 家畜飼料あるいは飼料成分の製造
- 1.11 最新技術による食品製造・保存、加工（飲用水、アイスクリームを除く）の次の事業
 - ・1.11.4 「植物、野菜、果実からの飲料製造（アルコールを除く）」のうち、カフェインが入っている飲料（緑茶を含む）および炭酸飲料
 - ・1.11.8 「即席食品あるいは半即席食品の製造あるいは保存」のうち、ラーメン、鶏スープ、ツバメスープ、ベーカリー
 - ・1.11.9 キャンディー、チョコレート、ガムの製造
- 1.12 「植物および動物からの油脂の製造」のうち、大豆から製造する油
- 1.13 「植物からのでんぷん、デキストリン、加工でんぷんの製造」のうち、植物から作る一般的なでんぷん
- 1.14 「近代的技術による、野菜、果物、花の品質選別および包装、保管」のうち、一般的なコメの品質選別事業
- 1.16 「天然ゴムからの製品の製造」のうち、輪ゴム、風船、Oリング
- 1.21 農場マネジメントサービス

(2) 2 類：鉱山、セラミックス、基本金属

- 2.2 「鉱山および鉱山の選鉱（スズ鉱を除く）」のうち、カリウム以外
- 2.3 大理石あるいは花こう岩の採掘
- 2.4 精錬
- 2.5 「セラミックス製品の製造」の次の事業
 - ・2.5.1 「セラミックス製品の製造（土器を除く）」のうち、床材、壁材
 - ・2.5.2 「屋根瓦の製造」
- 2.9 公共施設プロジェクトのための高圧コンクリート製品の製造

(3) 3 類：軽工業品

- 3.1 「繊維製品あるいはその部品の製造」の次の事業
 - ・3.1.9 カーペットの製造
 - ・3.1.10 漁網の製造
- 3.11 文房具あるいはその部品の製造
- 3.14 人造物の製造（禁止木材からのものを除く）
- 3.16 サンドペーパーの製造

(4) 4 類：金属製品、機械、輸送機器

- 4.1 手工具および計測器の製造
- 4.7 電動式乗り物の製造〔タイ（仏歴 2522 年、西暦 1979 年）の自動車法に基づき登記できないものに限る〕
- 4.9 「航空機の製造、修理、改造（Aircraft Conversion）および航空機備品、部品あるいは航空機内用品の製造あるいは修理」のうち、消耗品（航空機の胴体の製造、重要部品、エンジン、プロペラ、電子部品、飛行機内の備品は引き続き奨励対象）

- 4.16 乗り物の部品、電気・電子設備の修理
- 4.17 産業用機械・備品の修理
- 4.18 コンテナの製造およびメンテナンス
- 4.20 既製住宅 (Completely Built Unit : CBU) またはノックダウン住宅 (Completely Knocked Down : CKD) の組み立て
 - (5) 6類：化学工業、紙およびプラスチック
- 6.2 「工業用化学品の製造」のうち、日用品の化学品、洗剤、セメント用の接着剤
- 6.6 化学肥料の製造
- 6.7 殺虫剤、雑草駆除薬の製造
- 6.8 染料および染色材の製造の次の事業
 - ・6.8.3 「ペンキおよびインキ」のうち、ペンキ
- 6.9 ボディケア製品の製造
- 6.12 「プラスチックおよびプラスチックコートによる製品」のうち、日用品のプラスチック製品
- 6.13 「パルプの製造」のうち、ハイジニックパルプおよびスペシャルティパルプ以外
- 6.14 「紙の製造」のうち、ハイジニックペーパーおよびスペシャルティペーパー以外
- 6.15 「パルプあるいは紙による製品の製造」のうち、ハイジニックペーパー、スペシャルティペーパー、バイオプラスチックコーティングを施した紙から作る製品以外
- (6) 7類：サービス、公共事業
- 7.1 公共事業の次の事業
 - ・7.1.3 道路 (Concession Road)
 - ・7.1.7 人工衛星通信
 - ・7.1.8 電話
 - ・7.1.9 天然ガス分離事業
- 7.4 観光支援のための産業の次の事業
 - ・7.4.4 高齢者のための福祉施設
 - ・7.4.6 ロングステイ支援のための事業
- 7.5 中低所得者住宅
- 7.7 病院
- 7.8 産業用地の開発事業の次の事業
 - ・7.8.3 自由貿易ゾーン (Free Trade Zone) およびフリーゾーンのための保税倉庫区
- 7.9 大量輸送および大型貨物輸送の次の事業
 - ・7.9.6 タグボート
- 7.14 国際貿易業
- 7.18 人材開発の次の事業
 - ・7.18.2 インターナショナルスクール
 - ・7.18.3 ホテル専門学校

・7.18.4 海事訓練学校

○7.24 デザイン・センター